競馬節会行幸の舞楽《蘇芳菲・狛龍》から因幡の麒麟獅子舞へ〔二〕

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター 公開日: 2021-09-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田鍬, 智志 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/0000000366

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.

競馬節会行幸の舞楽《蘇芳菲・狛龍》から因幡の麒麟獅子舞へ〔二〕

田鍬　智志

一、池田光仲創始説の疑問点

前稿「競馬節会行幸の舞楽《蘇芳菲》《狛龍》から因幡の麒麟獅子舞へ〔一〕」（田鍬 二〇二〇、以下「第一報」）において、初代鳥取藩主池田光仲が、自ら創建した東照宮の祭礼に登場させたとされる因幡の麒麟獅子舞は、東照宮祭礼以前から因幡の地に伝承されていた可能性を提唱し、そして、その舞は、五月節会の競馬行幸に被り物キャラクターとして採用された《蘇芳菲》という霊犬の舞楽（競馬行事のキャラクターとして採用されたため馬らしい頭（かしら）にされた）に比定されることを述べた。

麒麟獅子舞が舞楽《蘇芳菲》を祖型と考える根拠として、いくつかの伝承地区で麒麟獅子とともに、藁や棕櫚でつくった駒形（こまがた）がでることをまず挙げた。《駒形》は、右方舞《狛龍》の別名で、左方舞《蘇芳菲》の番舞（つがいまい）である。左方《蘇芳菲》右方《狛龍》の両方の伝承例があることを根拠の一つにあげた。また、伝承笛旋律のなかには、古譜に載る《蘇芳菲》や《狛龍》の音進行と一致度の高い例がある。これも、《蘇芳菲》源流説を後押しするものである。

さて、この本稿第二報では、あらためて本研究の原点に立ち返り、先行研究が提唱した二説の検証をおこなってみたい。いずれの説も、鳥取初代藩主池田光仲創始を肯定するものである。

その第一は、永井猛氏が『因幡の麒麟獅子舞調査報告書』（二〇一八）で提唱した説で、初代藩主池田光仲が、鳥取東照宮祭礼創始に際して、守護獣として一本角の獅子の舞楽《狛犬》《蘇芳菲》の系統の舞を登場させた、とする説で、（筆者の前稿および本稿において提唱する節を除き）もっとも最近の新説である。

そして第二は、池田光仲が鳥取東照宮祭礼創始に際して、善政をおこなえば出現するとされる麒麟を象ったシシに猩々を組み合わせ、新たな獅子舞を創出したとする、故野津龍の説（一九九三）で、鳥取では既成事実化しているといって過言ではないほど、現在もっとも膾炙されている説である。

第一の永井説が主張の一つとする《狛犬》起源説であるが、これは第一報において、芸態が異なることから、その可能性はひくいことを指摘した。そして《蘇芳菲》起源説であるが、検証すべき問題は、十七世紀の半ばにおける舞楽としての《蘇芳菲》の上演機会の程度である。光仲そして彼をとりまく人々は、《蘇芳菲》舞をみる機会があったのだろうか。第二の野津説において検証を要する問題は、東照宮祭礼創始において光仲がそこまで麒麟獅子なるシシの舞に想い入れをしたのであれば、多少なりとも記録に現れるはずであるが、原島知子氏も疑問を呈しているように、光仲の麒麟獅子に関する言動が史料に一切みえないのはなぜか（原島二〇二〇、九五頁）。加えて、江戸時代通じて、このシシの舞は「麒麟」と呼ばれておらず、「獅子舞」である。東照宮祭礼に際して光仲が、「麒麟」にたいする想い入れの有無もさることながら、光仲の主眼・興味対象ははたしてシシの舞であったのであろうか。

筆者は、第一稿で述べたように、池田光仲が中央の《蘇芳菲》を採り入れ

て麒麟獅子舞を創始したのではなく、それまですでに因幡の地に根付いていた《蘇芳菲》らしき舞を東照宮祭礼に取り入れたと考える。では、《蘇芳菲》らしき舞はどの時代に因幡に伝播したのだろうか。そして、池田光仲にとって、シシ舞は（王朝時代の競馬節会《蘇芳菲》を想起させる一要素ではあるけれども）果たしてそれほど強い想い入れの対象であったのであろうか。

本第二稿では、あらためて両氏の説を深くほりさげて検証すると同時に、因幡ふくむ山陰地方の中世競馬の伝播状況、そして、東照宮祭礼創始の光仲の「真のねらい」を明らかにしてみたい。

二、競馬節会行幸と《蘇芳菲》《狛龍》の消長

競馬の行事それに付随する《蘇芳菲》《狛龍》が、いつごろ因幡に伝播したか、のことを推定するにあたり、あらためて上古中世の中央における競馬行事、および《蘇芳菲》《狛龍》の上演状況を確認してみよう。

第一報（田鍬二〇二〇）で述べたように、《蘇芳菲》《狛龍》は、弘仁年間（八一〇～二四）に初めて競馬行幸に舞われたといい、その後通例となった（『教訓抄』所引「古記」〔第一報註解⑭〕、および『仁智要録』巻第七《蘇芳菲》譜前書き〔第一報注4〕）。

内裏の西側には宴の松原という広場があり、そこの一部に馬場と競馬天覧のための建物である武徳殿があった（図16）。毎年五月の競馬節会では天皇が内裏をでて武徳殿までを行幸し、《蘇芳菲》《狛龍》が付き従った。競馬・行幸と密接に結びついた舞であったといえる。しかし源高明（九一四～八三）撰とされる『西宮記』の四月廿八日「駒牽」の項と、五月六日「幸武徳殿」の項には、つぎのようにある。

四月廿八日「駒牽」：天皇幸二武徳殿一。（中略）日暮入御。王卿下車駕還。无奏二鈴一雅楽奏二駒形一。

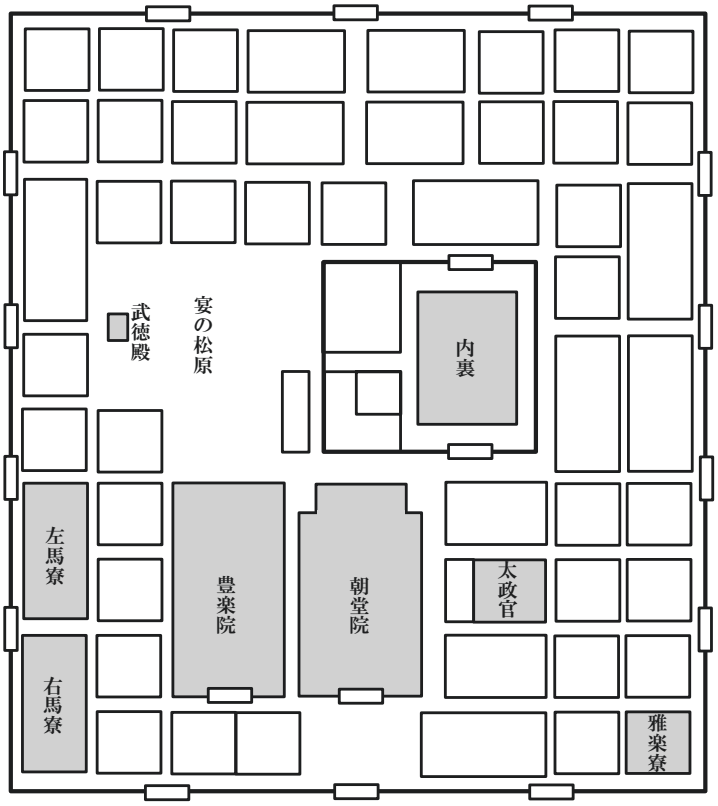

図 16　武徳殿・宴の松原と内裏の位置関係（筆者作図）

五月六日「幸武徳殿」：（前略）日暮、入御。王卿列立。還レ宮間、雅楽、且行奏二蘇芳菲・駒形等一。到宜秋門、停止二止之一。

このように十世紀になると、《蘇芳菲》《狛龍（駒形）》の舞はなく、天皇が還御する際の奏楽のみとなっている。還御の行列には列するものの、すでに舞として上演の機会を失っていることが看取される。ただし、両演目はこの期に途絶えたわけではなく、上演機会は別の場に移行した。

『教訓抄』には「又船楽ニモ奏レ之」（第一報註解⑯）とある。《蘇芳菲》の船楽に関係する上演例としては、『栄花物語』巻第廿三や藤原実資（九五七～一〇四六）の日記『小

右記』にみえる、萬壽元年（一〇二四）の高陽院（かやのいん）行幸がよく知られているところである。

高陽院は、もと桓武帝第七皇子の高陽親王の邸宅のあった場所に藤原頼通が治安元年（一〇二一）に造営した広大な邸宅で、寝殿の四方には池泉が配されていたという。頼通と父道長は萬壽元年九月に、後一条天皇・皇太子・太皇太后彰子を高陽院に招いて臨時の競馬を催した。このとき東の對が馬場殿として使用されたという。天皇や東宮は到着後、それぞれ寝殿、西の對に入り、上達部たちは西廊に控えて、関白の饗応を受けた。そして関白が献じた馬十疋が、天皇・東宮の御前にて引き廻されて、左右五疋ずつ振り分けられた（すなわち駒牽に相当する次第）。そのあと馬場殿である東の對へ移動した。その間に前庭（寝殿の前庭か）で《蘇芳菲》《駒形（狛龍）》が舞われた。両書によれば、楽人は船上にて奏し、舞は寝殿前庭で舞われたようである。

はかなく九月にもなりぬ。関白殿、高陽院殿にて駒競せさせ給て、行幸・行啓あるべき御いそぎあり。（中略）同じ月の十九日、駒競せさせ給。（中略）西の對には上達部着き給ぬ。さるべく皆物などきこしめし参りて、やうく船楽ども漕ぎ出でたり。そはひ・こまがたなどさまぐ舞ひ出で、今は東の對に渡らせ給。

（『榮花物語』巻第廿三こまくらべの行幸）

巳時上御寝殿、従渡御馬場、改着御青色、例装束、可尋、此間駒形・蘇芳菲等出舞前庭

（『小右記』萬壽元年九月十九日条）

十一世紀以降になると、藤原氏長者や上皇などは自らの私宅に天皇を招いて競馬を催すようになる。その場合は、端午の競馬節会のような《蘇芳菲》《狛龍》を従えた賑々しい行幸行列ではなく、邸宅内の池泉で船楽として奏されている。　康和四年（一一〇二）、白河上皇の離宮である鳥羽院（一〇八六年造営）に堀河天皇が行幸したときの臨時競馬でも、龍頭鷁首の二艘の船がともに《蘇芳菲》を演奏した。東の仮橋・東頭より蘇芳菲・狛龍が舞ながら進み出て、左右の乗尻（騎手）らは馬場・西頭より参上したと、藤原宗忠（一〇六二～一一四〇）の日記『中右記』にみえる。

巳時許諸卿参入、依可有競馬御覧也。（中略）龍頭鷁首両船奏蘇芳菲楽、左右共同楽、船差童部、於東假橋東頭、蘇芳菲狛龍且舞且行、狛龍世襲駒形、幷左右乗尻等参向於馬場西頭、

（『中右記』康和四年閏五月十五日条）

しかし私邸競馬においても、《蘇芳菲》《狛龍》の舞は必ずしも必要不可欠というわけではなく、奏楽のみで済ます例もある。高陽院競馬行幸より遡ること七年の長和三年（一〇一四）「土御門殿競馬次第」では、還御の際に《蘇芳菲》の奏楽が御輿を先導しているのみである。

競訖、次還賀、近衛府奏東遊、一勝方少将以下舞、少将者二人、（中略）此間雅楽前行、蘇芳菲在レ左、還宮乗輿、（『江家次第』所引）

このように私邸行幸競馬においては一々《蘇芳菲》《狛龍》を演じる場を設けたわけではなかった。ちなみに鳥羽院行幸競馬の還御のときは、「還御之時蘇芳菲狛龍不供奉」（中右記同条）とあって、両曲の奏楽さえも省略している。天皇や上皇が内裏をすてて馬場・馬場殿をそなえた公卿の邸宅を里内裏としたことや、それに相反して内裏が荒廃していったことは、天皇が国家行事として武徳殿競馬を催していた時代から、私的に競馬を楽しむ時代への転換を意味する。《蘇芳菲》《狛龍》と「五月競馬節会行幸」との脈略は希薄になり、結果として上演機会の減少を招いたであろうことは想像に難くない。

平安後期のそのような状況のなかで寛治七年（一〇九三）より賀茂社の競馬が始まる。江戸中期の延寶八～九年（一六八一～八二）の編纂資料ではあるが『賀茂注進雑記』第二「祭

礼」には次のようにある。

五月五日競馬は堀河院の御叡願にて五穀成就天下安全の御祝禱として寛治七年より始らる。十番廿疋の馬料を寄られ例年に執行せしめらる。かの武徳殿にてありし面影をうつされ勝負の樂を奏し、神寶なども以前に渡る也、乗尻は近衛司の左右にあらそふ事身をすてて勝負をきそひいどみしとぞみえし。（中略）又競馬右方のかちたるは狛の亂聲を奏するといへり。（中略）此競馬料も壽永元暦の比社納なくなりて候つるを鎌倉右幕下の御くだし文、東鑑に記されたるごとく神領五十餘ヶ所よせられし内に（東鑑四十二ヶ所）十番の馬所載せて候。（中略）元享の比競馬料運送なかりしを、尊氏将軍の御時の下文にて、他國の神領少々かへしよせられて、諸神事簡略ながら社家の沙汰として無二退轉一勤来候。武家の御所より御祈のため名馬など引たてられて度々御覧じける事あり。

賀茂社の競馬は、寛治七年（一〇九三）に堀河天皇（在位一〇八七―一〇七）の御願によって始められたという。「かの武徳殿にてありし面影をうつされ」とあるように、寛治七年当時すでに武徳殿競馬節会が絶えていた武徳殿の競馬節会を模したとある。(1)その前後関係は不明であるが、しかしいずれにしても、天皇主宰による端午競馬節会が、武家などの有力者をスポンサーとする賀茂競馬に引き継がれて武徳殿競馬はその頃に行われなくなったと考えて差し支えないだろう。鎌倉時代の武徳殿の状況、競馬そして《蘇芳菲》の開催状況を、藤原孝道は『雑秘別録』（嘉禄三年（一二二七））に次のように記している。

蘇芳菲

これも樂のしるし（記し）文に こまかにあれども。㉓五月會に武徳殿のこ（小）五月くらべ（競）馬の行幸に御こし（輿）のさきに左にし（師子頭）がしらをかづき（被）。右にこまがた（駒形）をつくりて。人のりたる（乗）やうにて（様）。二行にたちて。左にはそは（蘇芳菲）んび。右には高麗龍こまりようをふきて（吹）。まふよしする（舞）也。㉔いまはその事たえてひさしくなりぬ。㉕ぶとくでん（武徳殿）もぼろ〳〵。小五月（小五月会）もたえ〴〵。かなし〳〵。いつかおこ（興）したてられんずらんな。（括弧つきルビ筆者）

【註解】

㉓ 小五月に武徳殿で行われた競馬に天皇が行幸した。天皇の輿に先導して、左には師子頭をかぶった蘇芳菲、右には人が乗ったような格好の駒形（狛龍）が並び立ち、それぞれが曲を奏し舞った。

㉔ （嘉禄三年当時では）すでに小五月の武徳殿行幸の競馬は行われなくなっていた。

㉕ （嘉禄三年頃には）武徳殿は老朽化し、小五月競馬の行事も絶え絶えの状況であった。

これをみると、五月武徳殿行幸競馬は途絶えて久しく建物は損傷激しい状況であったというから、やはり賀茂競馬始行とともに廃止されたか、あるいはその頃に途絶えたのであろう。本来天皇が国家行事として主宰すべき武徳殿競馬は、賀茂社が請け負って代行するかたちとなった。

武徳殿競馬は廃止されたとしても宮中（里内裏）では種々の節句行事は行われたであろうから、その日時に天皇が外出することはありえない。したがって賀茂競馬への天皇行幸はなかったと思われる。文治三年（一一八三）十一月に、後鳥羽天皇が賀茂へ行幸しているが、そのとき催されたのは「競馬」ではなく「走馬」の神事であった。そして建久九年（一一九八）一月十一日に退位した後鳥羽院は一か月後の二月廿六日に、上皇として賀茂に御幸し、臨時の競馬を催している（『賀茂注進雑記』第五）。ちなみに上皇となってから平安朝競馬の舞台であった高陽院を新造しなおし、元久二年（一二〇五）十二月二日に移っている。敷地は平安期にくらべて半減していたが、厩と馬場殿をそなえていたという（河田三九頁）。かなりの競馬好きだったことが窺える。平安後期以降、遊興とし

ての競馬は、決して衰退したわけではなく、天皇・上皇・摂関家などは、高陽院に代表されるように私邸内に馬場・馬場殿・厩を設けて日常的に競馬に興じられる環境を整えていった。天皇も里内裏に居住する時代であるから、武徳殿競馬やそれを継承した賀茂競馬にたいする関心が薄かったのであろう。

中世にはいり、天皇家に代わって賀茂競馬を支援したのはおもに武家であった。鎌倉幕府や足利尊氏が五月競馬のために料所（開催費用を賄うための領地）を寄進し、応永八年（一四〇一）には義満が参詣見物し、天文二一年（一五五二）には義輝が、元亀三年（一五七二）には信長、永禄十二年（一五六九）には義昭が見物している。また秀吉はじめ名だたる武家は優秀な馬を供出している（『賀茂注進雑記』第二「祭礼」）。

武家のみではない。『徒然草』第四十一段に「車の前に雑人立隔（へだ）てて見（み）えざりしかば、おのく下（お）りて、埒（らち）のきはに寄（よ）りたれど、ことに人多（おほ）く立（た）ちこみて、分入ぬべきやうもなし」と語られているように、賀茂競馬は見物しようと押しかけた雑人（卑賤な人々）でごったがえす状況であった。天皇が行幸しない賀茂競馬は、庶民の娯楽となった。

かくして《蘇芳菲》《狛龍》は、最も重要な上演の場を失ったことになる。(2) 平安末期から鎌倉前期にかけて、鳥羽院行幸の臨時競馬のような例はあるものの、上演機会はかなり減少したとみられる。

ただ、五月の競馬節会は、そのほかの大社でも行われたようで、石清水八幡宮の五月節会では、四人の「駒形」がでた。『続教訓抄』第十五冊（『體源抄』にほぼ同文所引）には次のように記されている。(3)

五月

五日御節　今日有土祭

先御供奉備、次小祝此間敷直御座（南庇移之）次居響膳諸座献菖蒲、次少将代次第樂人等立馬場殿（乾角樓下）、次駒形四人南庭二行並立左右各二人、次少将代（威儀俗官副之）（威儀俗言制之）下自馬場殿經駒形中入自樓門出西門廻庭南樓日隠下立倚子向正面之持机（札）（行事夏衆所司等於南庭行）之此間樂人駒形等著座飯殿、次張綱懸的、上於騎射駒形等南庭二行並立、樂人等立飯殿前、少将代經駒形中退出之時（賜纏頭従僧等取之或俗官）駒形、次上躍馬弓自樓門出西門列（烈）埒北端（次第上之）（後略）

（〔　〕内は『體源抄』所引）

《蘇芳菲》は出ず、《駒形》が左右二組（計四人）がでた。舞というよりは競馬騎射のさまを滑稽に模倣する芸であったのだろう。一連の饗応、庭儀等のあと、綱を張り、的（まと）をかけて、馬場に見立てる。前半の庭儀進行を司った少将代（おそらく稚児の役か）が纏頭（禄としての衣）を賜ったのち、《駒形》が演じられたようである。競馬・騎射の舞人はそのまま躍りながら楼門、西門をでて、馬場に向かい埒（らち）の北端に立った。そのあと馬部が参着し一連の饗応、神事、所作ののち競馬十番があり、勝負楽《陵王》《納蘇利》が演じられ終了となった。

『江家次第』の臨時競馬の記述にみた《蘇芳菲》《狛龍》を猿形にアレンジした例（第一報十三頁）と同様、石清水の場合も自由にアレンジがなされて演じられていたことが窺える。おそらくは、《蘇芳菲》《狛龍》には定着した振り付けなどはなく、その都度かなり自由に演じられたのではないだろうか。ちなみに、この石清水五日御節の記録は、神社型競馬節会の記録のなかで、天皇の行幸に関係なく《狛龍》が演じられている例としても興味深い。

この石清水の競馬節会も後代までは続かなかったようで、右の引用の冒頭に「こんにち土祭あり」とあるように、（『続教訓抄』第十五冊撰述の）文永七年（一二七〇）当時はすでに廃れていて、土祭の斎行に代わっていた。鎌倉初期成立の『宮寺縁事抄』御供奉備等事の「御節次第」には「五日御節（今日在土祭、御供以後小祝、諸座献菖蒲）」と記すのみであるから、競馬および駒形の舞を催していたのはさらに時代をさかのぼることになる。『教訓抄』巻第五「高麗曲物語」巻頭の高麗楽曲の目録に、《狛龍》は《狛犬》などとともに「無レ舞曲」に分類されているところから、鎌倉前期までに《狛龍》の舞はほぼ断絶したとみ

られる。《蘇芳菲》の舞も同様であろう（ただし楽のみの演奏慣習は以後も存続したと思われる）。

賀茂、石清水とならんで五月競馬節会が催された社として、注目されるのが近江の日吉社、および後白河院の創建・勧請になる新日吉社である。両社では「小五月会」「小五月祭」と呼ばれた。日吉の小五月会は、弘仁十年（八一九）五月に始まったとされ、まさに武徳殿の競馬行幸で《蘇芳菲》《狛龍》が天皇の輿の前で演じられるようになった時期と重なる。ただし、高倉天皇御宇の安元三年（一一七七）七月五日始行の説もあり（『日吉山王権現知新記』巻中）、弘仁十年始行説はやや疑わしい。

仁安の時（一一六六～八）、日吉七社での競馬に行幸があり、その《蘇芳菲》舞の作法は、建仁三年（一二〇三）の競馬行幸のときの舞の作法と著しく異なっていたことが、『教訓抄』の《蘇芳菲》の項にみえる（第一報註解⑰）。これまでみてきたように演じ方に定式がなく、その都度自由なアレンジがなされていたことが看取される。「三十～四十年ぶりの行幸」とあるが、これについては、さまざまに解釈可能ではあるものの、賑々しく行列する行幸は次第に行われなくなっていったのはなかろうか。それは日吉行幸舞楽としても《蘇芳菲》《狛龍》の上演機会の減少を意味する（ただし、日吉行幸以外での上演機会がどの程度であったか、この記述から読み取るのは難しい）。

永正九年（一五一二）成立、豊原統秋撰『體源抄』第十二巻ノ上「切々断絶舞事」には、《蘇芳菲》の舞の伝承状況について次のように伝える。

或人云、此等ノ舞ノウチ舞絶タル切々アリ。尤存スヘキ事也。（中略）蘇芳菲七反今ハ無カ如シ。

《蘇芳菲》は楽曲七返分（七帖）の舞があったが、絶えたに等しいという。元禄三年（一六九〇）、安倍季尚撰『楽家録』巻之三七「舞」にいたっては、右の『體源抄』の記述をほぼそのまま引くのみで、巻四三「年中奏楽」の、駒率（コマヒキ）・端午・競馬の項にも、『西宮記』（前掲）などの旧記を引くのみである。そして、巻之二四乾「三皷加節」には、《蘇芳菲》に「撥拍子」という拍子を加える法が記されていて、それは繰り返し二返目のとき第二拍子のみを加拍子（くわえひょうし）にするというものであるが、そこに「此曲當初有レ舞是其法乎」と割注があるのが興味深い。つまり楽の演奏のみの慣習はのこっているが、舞は完全に絶えて動作はすでに不明となっていたことがわかる。《狛龍》にいたっては、『楽家録』をみても演奏に関する記述すらなく江戸前期において演奏機会は完全に途絶えている。

つまり、《蘇芳菲》《狛龍》とも、（舞に関しては）中世の早い段階で途絶えたとみられる。ちなみに、『栄花物語』巻第廿三や『小右記』にみえる萬壽元年（一〇二四）の高陽院行幸の競馬は、後世に『駒競行幸絵巻』として絵画化された。和泉市久保惣記念美術館蔵本は、繪所預の高階隆兼もしくは隆兼を中心とした宮廷絵師の作品で、製作年代は鎌倉時代後期の十三世紀後半から十四世紀初めと推測されている（河田昌之氏による、二〇〇一、六五～六七頁）（図17）。同絵巻には、競馬開始前に催された船楽の様子も描かれている。詞書には「やうくふなかくともこきいてたり（船楽）（漕）（出） 蘇芳菲駒形其駒（そのこま）なとさまくまひて」とあって、絵には池にうかぶ竜頭鷁首に楽人がのって吹奏し、中島には楽屋、火焔太皷、大鉦鼓がならび、釣殿には豪華な舞台が設けられているが、肝心の《蘇芳菲》《狛龍》の姿はどこにも描かれていない。その期の両演目の上演状況を反映しているかのようである。

三、中世における競馬の地方伝播と山陰地方における犬形・馬形のシシ頭

日吉社の小五月会の神幸および競馬は、（《蘇芳菲》《狛龍》舞の有無はさておき）中世においても行われていた。永正十七年（一五二〇）時での故事の聞き書き『日吉小五月會次第』によれば、五月三日に八王子宮の神輿を二宮の拝殿に移す、四日に二宮拝殿で法華懺法、二宮・八王子・十禅師・三宮の神輿を大

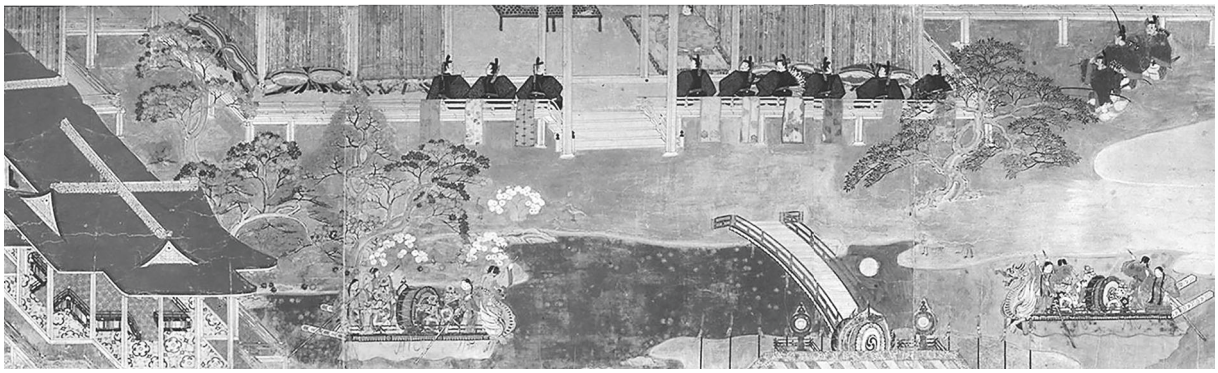

図 17　『駒競行幸絵巻』より船楽の場面（部分）（和泉市久保惣記念美術館蔵）

宮の拝殿に移す行事があり、[4]そして五日に假屋（御旅所）への神幸があった。その出仕者・祭具・行事次第は次のようであった。左、（）付きルビは校注者、〔〕付きルビは筆者。

一番に競馬廿一騎、但所司の大夫、さふの太夫（左右）（マヽ）、赤装束、黒装束ニ而一騎宛これをかけさす、
二番ニかふと（冑）、打烏帽子、素袍袴、ちいさ刀にて持之、
（中略）
五番ニ御ほこ（鉾）廿壹本、木守の役として持之、宮仕廿一人、〔おおくち＝大口袴〕大口にかさねえ（襲衣）にて御ほこに相そふ（添）、
六番ニ兒ほんにん（凡人カ）廿一人、大童子（だいどうじ）まゆ（眉）をつくりさけかミ（下げ髪）にして、ひをとし（緋縅）のよろひ（鎧）を着し、其上に下ハ大口、上ハ大童子の装束にて、こかね（黄金）つくりの太刀をはき、白柄の長刀を右にかこミ（抱）次第尊場をね（練）り、
七番ニ中座之衆、常の祭禮のことく（如）具足を着し次第に参詣、
八番ニ加輿（駕）丁二人、法師、常の祭禮のことく（如）罷上、則申之上刻尊場之かり屋（假）へうつし奉り、於神前社家衆、大宮、聖眞子（しょうしんじ＝賀茂神）、客人の神輿へ、ほうへい（奉幣）のつと（祝詞）有之、うつしのため也、
九番ニかりや（假屋）におゐて御供そなハり、社家衆、のつと（祝詞）有之、
十番ニ遷御、但此時ハ祭禮（常の祭禮カ）のことく（如）、大宮方、二宮方へ入奉る事、

注目すべきは、この神幸が武者行列であり、また飾り鉾も列することである。このような鎧冑や具足を着した武者の行列は、まさにこんにちの因幡各所で催される麒麟獅子の出る祭禮の「神幸行列」に見ることができる（図18）。もちろん東照宮権現祭をはじめとして江戸期以降に神幸行列を始行した神社も数多くあると想像されるが、「武者行列」という趣向は、右の記述から中世に遡るものであると考えられる（江戸期の参勤交代行列の場合、幕府への謀叛とみなされる武具は着用しないため、「武者行列」は参勤交代を模したものではないと考えられる）。因幡のいくつかの社では中世から武者行列が行われていた可能性がたかいのではなかろうか。同書には次のように続く。

右小五月会と申ハ、異國（異）對（退）治の表示としてやんことなき祭なれハ、上古ハ山門元三會のことく（如）天下の将軍御つとめ被成、それより國、の大名衆へさし奉る、末、ハ一城のあるし（主）へ御正祠（生祀）にふかき御ほこ（鉾）一本ツ、さし奉る、御ほこ（鉾）一本の施主百石百貫宛これをよせられ（寄）、□（廿カ）壹本の料相（あい）そろひらへ（揃いらえば）ハこれを（小五月会を）つとめられ侍りし、其後絶て久しき故、語り傳へられし趣次第はかりを末の代のため書き付残し置申者也、

そもそも宮中の五月節会は鎮護国家を祈願する祭儀であり、鎮護国家を説く『金光明最勝王経』十巻を五日間にわたって朝夕二座一巻ずつ講じる「最勝講」が競馬諸行事に前後して営まれた。日吉の小五月会もその目的は同じで「異国退治の表示」であったから、武者が登場するのである。かつては将

図 18　鳥取市賀露町南　上小路神社の
猩々・麒麟獅子（上）
神幸行列のツクリモノのウマ（中）
神幸行列の武者（下）
（2015 年 4 月 29 日　筆者撮影）

連して語られている遺物である。枝角をもつ一角、目尻の切れ込み、瞼のもりあがり、小ぶりの鼻の穴、波うつような口、それらの要素において『舞楽の圖（信西古楽図）』の本編と巻末補筆部分それぞれの《蘇芳菲》の頭の図様（第一報図5）に類似し、犬らしい特徴を備えている。しかし耳は円筒形の立ち耳で、犬というより馬の耳にちかい。この犬・馬あわせもった風貌からしても、《蘇芳菲》用とおもわれ、さらには全体に小ぶりで、そして生えたばかりのような小さく短い角から、幼獣（仔犬・仔馬）役の頭と推測される。「小ぶり」であることは幼獣を表すとは限らないが、生えかけの角はまさに「幼獣の表現」である。舞楽伎楽由来の四つ足獣の舞において、幼獣が登場するのは《蘇芳菲》だけであるから、この三佛寺の獅子頭が、《蘇芳菲》の仔役用である可能性は高い。一方、現今の麒麟獅子頭に近い古例としては、島根県奥出雲町の横田八幡宮蔵「獅子頭」（図20）があげられる。鎌倉五代執権北条時頼（一二二七～一二六三）の後室の寄進と伝えられているもので、全体として『教訓抄』（第一報註解⑥）にしるされているような面長（長方体）で、全体の輪郭としては馬のようであるが、垂れ耳である点と一角がない点が大きく異なる。しかし、裂けた人中（にんちゅう）、鼻の頂点と眉の高さがほぼ同じなど、現行麒麟獅子の頭に類似する意匠となっている。

《蘇芳菲》はもともと犬形の舞であったのを競馬節会行幸用の舞とされて軍家が主宰し、その後は諸国の大名が担い、さらに時代が下ると「一城の主」に、各々が崇敬する生祀（せいし）（存命中功績のあった故人の霊）に関わる鉾を奉納してもらい、その鉾を神幸行列に出す代わりに百石百貫を納めさせ、鉾二十一本分の納料が集まると祭を行ったという。結果として、続かず絶えてしまったというが、このような動向は、日吉社の小五月会の名と威徳を全国に知らしめる契機となったであろう。もともとは鎮護国家祈願の祭であるが、換言すれば外敵退散を願う祭であり、それが競馬騎射でもって武勇を競う祭となって、全国の大名が自らの領地の安穏を願って競馬を行うようになるのはごく自然の成り行きであろう。もしくはそれ以前から各地の天台の拠点において天台祭儀にもとづく競馬が催されていたことも考えられよう。

天台宗山岳修験の拠点、三徳山三佛寺（鳥取県三朝町）に伝わる「木造獅子頭」（図19）は、同寺の春会式（権現祭、本尊蔵王権現の祭）の御幸と関

から、犬形・馬形混合の意匠でもって作られるようになったと考えられるから、三佛寺の頭、横田八幡宮の頭はそのどちらも、犬・馬の特徴を併せもっており《蘇芳菲》の頭である可能性がある。

伯耆大山中腹の天台宗の古刹大山寺は、地蔵信仰の一大拠点で中世には多くの僧兵を擁した大寺院であった。そのなだらかな山麓はまさに畜生をも救う地蔵の裳裾とされ、古くから全国有数の牛馬の放牧地であり、各地より人と馬の参詣でにぎわった。前豊前入道了阿作、応永五年（一三九八）成立の『大山寺縁起絵巻』第三（原本は昭和三年大火により焼失）には、国司左京進盛光が康和四年（一一〇二）に参詣したとき霊験を得て始行した蓮華会に競馬・流鏑馬・相撲・田楽が催されたことが詞書にあり、その様子が描かれている。

隠岐の島町玉若酢命神社で毎年（新暦）六月五日に開催される「御霊会風流」は、御霊会、風流とあるが、その行事内容は（旧暦）五月の競馬節会、あるいは私邸での行幸啓競馬そのものである。馬の鬣（たてがみ）の前方部分と尾毛を結うのは、伊勢神宮の彫馬（第一報図11-1左）にもみられるように、たいへん古い荘厳意匠である。さらに、「村（東郷・飯田・大久地区）の区長・総代・牧司への饗応」、「馬入れ」、そして渡御のあと御旅所前での「流鏑馬」、還御のあとの「追い流し（すなわち競馬）」といった行事は、《蘇芳菲》に比定されるようなシシ舞は登場しないものの、[5]まさに萬壽元年（一〇二四）の高陽院（かやのいん）行幸や石清水八幡の五日御節でみたような、私邸競馬次第や大社競馬の主要要素であり、伝承が中世初期かそれ以前にまで遡ることを示すものである。私邸競馬では競馬にさきだち、まず饗応があった。「馬入れ」はまさに「駒牽」に相当する次第で、神が馬のコンディションを御覧になるための次第であろう[6]（図21）。山陰地方において、中世初期かそれ以前に都で行われていた競馬行事の形式が伝播していたことを示す伝承の一つといえよう。

図19　三徳山三佛寺蔵「木造獅子頭」
（素描：田鍬智志）

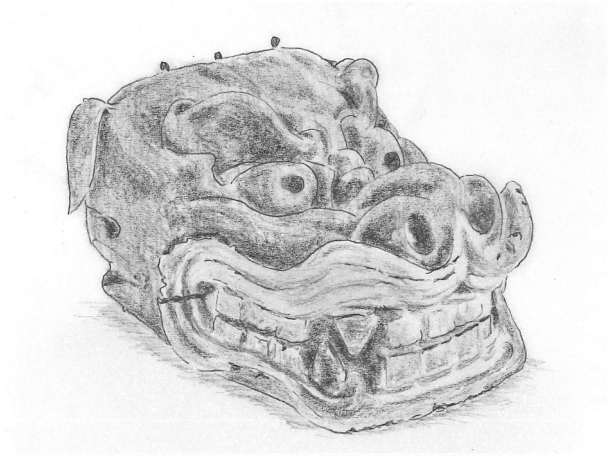

図20　島根県奥出雲町 横田八幡宮蔵「獅子頭」
（素描：田鍬智志）

四、因幡における競馬行事の広がり

以上、平安期から室町期にかけての中央政権および賀茂・石清水・日吉における競馬節会・神事の盛衰、地方への伝播、ことに中世山陰での競馬の状況と、《蘇芳菲》《狛龍》の痕跡を概観した。競馬の節会に付随した《蘇芳菲》《狛龍》は、もともと天皇の行幸において演じられたものであったから、そのようなものが地方に伝わることには若干の疑問があるが、行幸に関係なく《狛龍》がでた石清水八幡の例もあり、また、大日堂舞楽の《駒舞》（第一報図7）などのように馬のツクリモノの舞は全国にいくつか伝承されているから、地方においては行幸・行啓用舞楽のしばりをこえて伝播したことは確かである。鳥取市上味野、伏野、賀露町南、気高町宝木の祭に出るコマガタ（第一報図8、9）は、王朝時代の《蘇芳菲》《狛

神馬の髷（加茂馬）

東郷桟敷での饗応

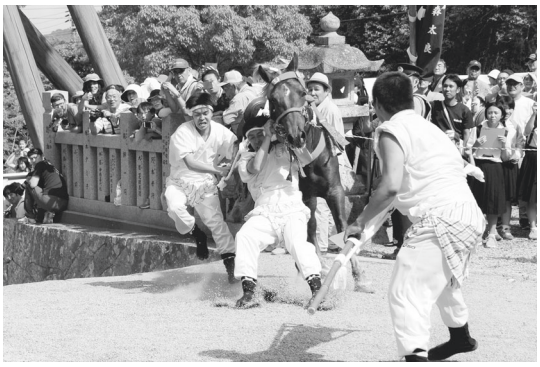

「馬入れ」（三番 大久馬）、駒牽に比定される

還御後の「追い流し（乗り返し）」、すなわち競馬

図 21　島根県隠岐の島町 玉若酢命神社「御霊会風流」（2019 年 6 月 5 日 筆者撮影）

龍』のすがたを彷彿とさせるものがある。しかし、因幡地方で中世以前に明確に神幸競馬の祭を催した記録は見つかっていない。とはいえ、近代にはいるまで、馬は農耕・運搬などでなくてならない存在で全国どこにでもいる動物であったし、わざわざ馬場を整備しなくとも直線の道さえあればそこが馬場として使用できるわけで、村邑であっても競馬行事の開催はさほど困難ではなかったはずである。玉若酢命神社の御霊会風流の競馬の会場も、神社や御旅所が面した道（島北部の隠岐一宮玉若酢神社に続く道、現県道四八五号線）を馬場としており「馬場」と称する場所や馬場殿のような建物はない。

片山村の八幡宮（現鳥取市河原町片山、国英神社）は秀吉の鳥取攻めで灰燼に帰してのち現在地（私都川の畔）に建立されたという。『明和五年八上郡神社御改帳』には「馬場（拾間四間）」とあって、同社には馬場殿（常設の御仮屋あるいは厩か）が建っていたことがわかるが、昭和十年刊行『鳥取県神社誌』の同社項目には競馬に関することは一切触れていない。記録や施設の痕跡は遺っていなくとも、近世以前は各々の神社で競馬が行われていた可能性は十分にある。次に『鳥取県神社誌』から、江戸時代もしくはさらに過去の時代に競馬を催していたと推定される神社とその根拠となる条を、因幡地方の該当神社のみあげてみる。（）内は現行地名、〔〕ルビは筆者による。

湯所神社（鳥取市湯所町）「神輿渡御の節は舊城内〔鳥取城内〕青木の馬場に御輿の渡御を許され、その行装盛大にして」

八幡宮（現鳥取市馬場の倉田八幡宮）「建長年間鎌倉将軍家亦當社を尊崇せしより、代々の國守豪族の尊崇深く（中略）現今其神域を土居ノ内といひ、賽路を前馬場、神幸所を堂屋敷、競馬場を馬場、流鏑馬場を的場と称し、」

高岡神社（鳥取市国府町高岡）「文龜〔一五〇一～二一〕永正の頃は神幸神事厳に執行せられ麻生〔同市国府町麻生〕村に御旅所を設く（中略）尚當社は牛馬の守護神として農家の崇敬篤く常に厩を預け祈願し来り」

意上奴神社（鳥取市香取）「武家の尊崇殊に深く大祭には競馬騎馬等の催物ありき。現に馬場、矢谷、馬洗、馬ノ井等の小字残り居るに依りても往時の盛儀を想像するに足るべし。」

松上神社（鳥取市松上）「慶安元年六月四日池田光仲始めて参拝銀一枚を奉納す、尚祭事奉行を遣し式典の奉行せしめ、神主神子等に至る迄派遣の常例を定めらる、明暦二年申四月朔日の祭典より古海河原に於て競馬奉納を始む、神輿渡御の御旅所は社地を距る六十餘町の平坦なる河原にして現今此処を拝殿と称す」

八幡神社（岩美町馬場）「蒲生上下法性寺鹽谷八楽山の神馬場七ヶ村の氏神にして八幡宮と称す（中略）昔祭日には流鏑馬等の興行ありしとかや今里を馬場と號するも其故といへり」

下船岡神社（八頭町船岡）「古老の傳に現社地より北西の方三丁の處に宮田及び馬場先と字するあり、往古此處に笄ノ宮（こうがいのみやか）鎮座せられ猿田彦命を祀る、天正の頃兵燹（へいせん）に罹り社殿焼失せり」

武宮神社（鳥取市気高町下坂本）「口碑に當社往古は郷中の大社にして、社地廣大祭祀亦厳修せられたりしが、時の領主亀井武蔵守茲矩（やが）（一五七一～一六一二）開墾を志し、社殿を字森山に移し社地を開墾せしかば祭祀軈て式微せり、後幾くもなくして村民神威を畏み、社殿を舊社地に復興し、以て今日に及べりと傳ふ、則ち神幸の馬場なりしと傳ふる黒田ノ森（本社を距る南約一丁）（中略）等の字名を存し」

ちなみに伯州（鳥取県中西部）方面で、口碑や地名などから馬場があったことや競馬・流鏑馬を行っていたことが推定される神社としては、北野神社（倉吉市北野）、方見神社（琴浦町上伊勢）、賀茂神社（大山町加茂）、長田神社（旧社名八幡宮、南部町馬場）、岡成神社（米子市岡成）、三輪神社（淀江町小波）が確認できる（同書による）。方見神社は古くは伊勢を模した社で、「桜の馬場」「駿馬の馬場」では三月九日の花見神事で馬藝を催し、内宮とされた方見神社と、外宮とされた「月下ノ宮」（現同町槻下（つきのした）の槻下神社）の両社より十二頭の獅子を出したという。その獅子がどのようなものであったか現段階未調査であるが、十二という偶数が、石清水八幡宮五月節会にでた「駒形」四人のように、競馬の番数（六番立）を想起させる。(7)

また、岡成神社ではかつて、近くの高丸山の城主が家臣を従えて参詣し競馬を催したといい、社地背後の広場を大名馬場と称したという（以上、同書による）。また会見町宮前の賀茂神社一帯はかつて星川庄よばれ、堀河天皇が京都賀茂神社競馬始行にあたって寄進した競馬料所（競馬会の費用・馬を賄うための領地）二十カ所のうちの一つであり、競馬会に出す馬を産出し寄進した土地である。

『因幡志』などの諸史料や土地の言い伝えなどを精査すれば、このかぎりではないであろう。特に松上神社と後にもふれる倉田八幡宮は、池田光仲および東照宮権現祭を語るうえでも重要である。

五、馬御覧の儀にこだわった池田光仲

東照宮権現祭始行に際して麒麟獅子舞を創作したかのように語られるようになった池田光仲であるが、それを示す資料はいまのところ見つかっていない。光仲が最もこだわったことは、シシ舞ではなく明らかに競馬であり、東照宮祭礼のハイライトは御旅所での競馬であった。『因幡民談記』東照宮権現宮勧請同祭礼事（渡邉・永井二〇一八所収）には、次のようにある。

（）付きルビは校注者、〔〕付きルビは筆者。

〔慶安三年〕同年九月十七日、可有御祭礼トテ、城外西郊十余町ヲ過千代川（せんだいかわ）ノ畔ニ御旅所ヲ被立、其地四方広ク暗（明）渡リ、人多ク集リテモ不狭、清流涼敷（涼しき）河浜ニテ、神意モ慰玉（給）ラント覚計（覚ゆるばかり）ノ勝地也、（中略）神輿ヲカキ（舁）テ躍リ行、偖（さて）御旅所ニ行付ハ、（中略）前ニハ長キ馬場アリ、馬宦（官）ノ者トモ競（共）馬ヲ番（つが）ヒ勤之、其外御供セシハ（ばさら）サラノ練物共、舞躍歌ヲ唄ヒ夫々ノ藝ヲ尽ス、偖（さて）暫有テ還御

ナル、（中略）誠厳重如在ノ祭礼世ニ希成壮観、是ヨリ後毎年此日ヲ以式日トシ、大祭ヲ執行レケル、此度供奉シケル侍以此次一人ツ、太守ノ御前ヲ通サレ、馬トモ可有御覧トテ被言渡シカハ、爰ヲ晴ト馬具ヲ飾リ、皆思々ノ出立ニテ、飼置シ馬トモ撫サスリ騎テ出、世ニ珎敷見物也、太守御座ヲ被構、心閑ニ御覧ナサレ、近年思召立ケル大儀トモ無礙被遂行、御悦甚目出度カリシ事トモ也、

慶安三年の東照宮勧請諸法事に続く同年の祭禮神幸で、御旅所とされた場所は、古海河原（現在の鳥取市幸町、昭和九年通水の新袋川が千代川に合流する付近）であった。そこに「長キ馬場」を設けたのである。古海には「古海の渡し」とよばれる渡し場があり、また千代川東岸の半島状の「清流涼しき河浜」があり景勝地であった。常設の御旅所馬場として整備されたのは承応元年（一六五二）で、二十年後の寛文十二年には藩主の休憩所「古海の御茶屋」が整備されている。自然の入り江を利用し、鴨場なども設けられた。東照宮の神幸行列を描いた絵巻物は九種ほどの伝本が知られているが、それらのうち比較的古い、十八世紀半ば頃の内容を伝えるものには、巻頭にかならず古海の馬場が描かれ、そこに向かって練り歩く神幸行列の様子が描かれている（図22）。

興味深いことは、競馬のあとの光仲は供奉した侍（馬乗たち）に（後日カ）馬を観覧する席をもうけると言い渡したことである。馬乗の侍たちはここぞハレの舞台とばかりに自慢の飼い馬を馬具で飾りたて、自身も着飾って、光仲の御前へ進み出た。光仲は心閑かに馬をながめて、「近年思召立ケル大儀」が遂行できたことを悦んだという。その当時の因州人にとって競馬自体はおそらく珍しくはなかったであろうが、この藩主の馬御覧の儀は「世ニ珎敷見物」と映ったようである。

王朝時代の競馬節会では、競馬にさきがけて、「駒牽（駒引）」の行事があった。これは五月五日節に供奉する馬を節日七日前に、天皇臨御の下で簡

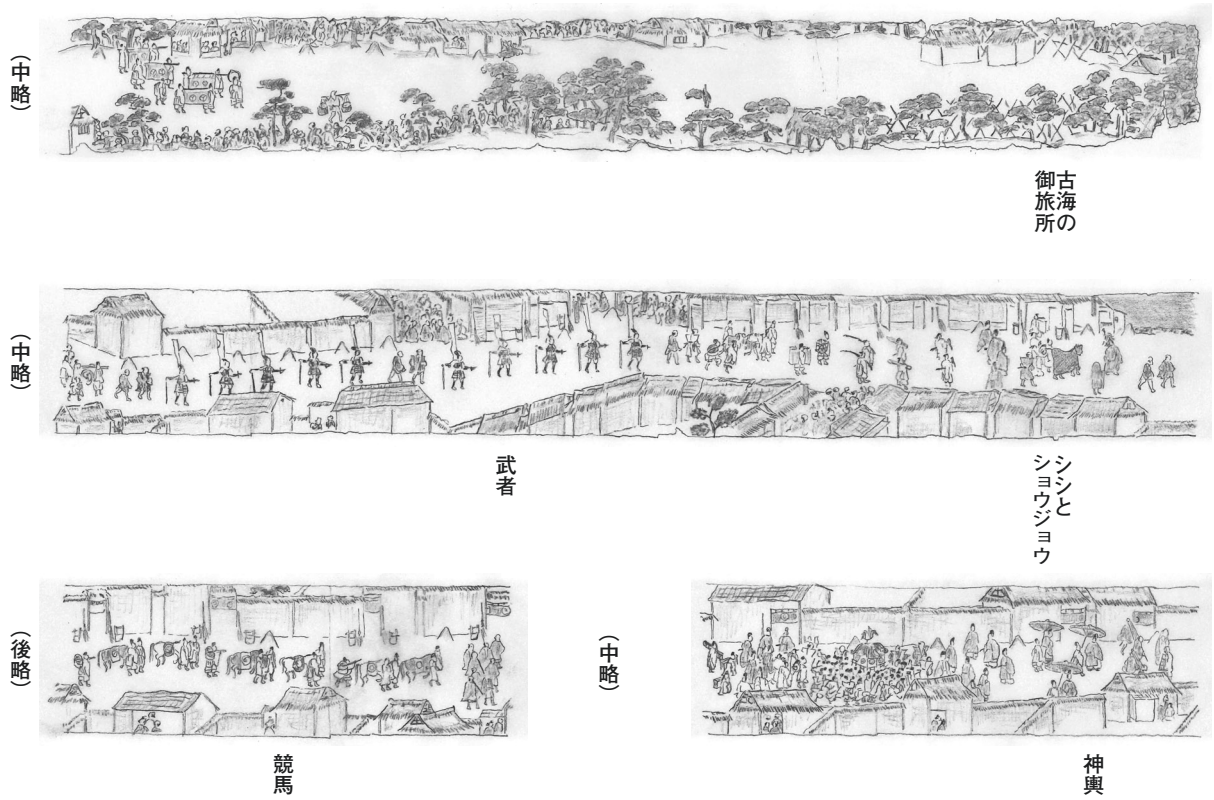

図22　寛延四年（1751）『東照宮祭礼絵巻』（部分）（個人蔵・鳥取市歴史博物館寄託／転写：田鍬智志）

定する儀である。この日も武徳殿行幸があり、毛なみ、口の中の状態、馳走のフォームなどのコンディションなどをみた。いつ頃始まったか明らかではないが、甲田利雄氏は、駒牽の細儀が整えられたのを承和（八三四～八四八）の頃とし、また廃れた年代として『師元年中行事』などにみえる「近代不被行之」をあげている（すなわち平安後期か）。また十世紀中葉『九条殿記』の記述では、諸臣の貢馬の毛付（毛色など）を申上する形式であったことを指摘している（一九七六 一九〇～一九三頁）。

前述の、康和四年（一一〇二）鳥羽離宮行幸の臨時競馬では、五月十五日の競馬のあとの二十四日に馬御覧を催し、鳥羽院への献馬、右大臣家、内大臣家、左右馬寮それぞれの飼い馬の馳せる姿を堀河天皇が観覧している（そのあと俄競馬三番もあった）（中右記）。これは「近代絶了」っていた「馬御覧」の行事を復活させたものであった。

このことを踏まえると、光仲が思い巡らして実現させた神幸競馬と馬御覧は、平安朝の為政者たちが催した競馬の追体験のようにも思える。御旅所として選んだ古海は鳥取城の南東（直線二キロ強）にある街はずれの水辺の景勝地（図23）である。平安朝の鳥羽院が営まれた場所も、内裏・京の町より南方郊外の桂川・鴨川が巨椋池にそそぐあたりの景勝地であった。藤原頼道が後一条天皇らを招いて競馬を催した高陽院も、寝殿の四方を池泉が囲んでいたという。平安後期の為政者が帝を招いて催す競馬には水辺が重要であった。水上では龍頭鷁首の船をうかべて音楽を奏し、音響的にも視覚的にも彩りを添えた。光仲が水辺を選んで馬場をもうけ、馬の毛付を観覧したことは、そのような王朝時代の為政者たちの催した競馬を熟知していたことを示唆している。東照大権現を招いて競馬を催した真の目的が見え隠れしているようでもある。

中世、因幡有数の大社であったという八幡宮（現倉田八幡宮）にのこる江戸期の祈願札には、同社の神幸祭が天正年間の兵乱以来二三〇年（ママ）間中絶していたが、寛政二年（一七九〇）に周辺の大庄屋たちが中心となって再興した旨が記されている（喜多村、二五〇頁）。鎮座地を「馬場」といい、そして神社境内の二の鳥居から一の鳥居まで西北西方向一直線にのびる八五〇メートルほどの参道は、江戸時代、馬場であり、『明和五年（一七六八）邑美郡神社御改帳』には「馬場道　立八町　横四間左右松木有」と記されている。この馬場を兼ねた参道は、光仲が寛文二年（一六六二）に新設した参道で、現在もところどころに数本のこる松は、かつては松並木をなしていて、これは光仲が参勤交代のおりに参詣するため

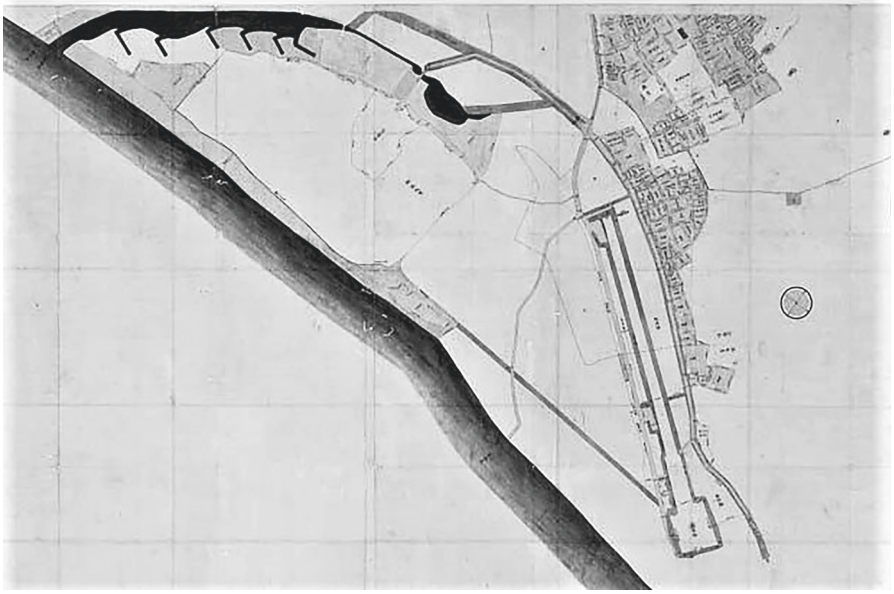

図 23　『鳥取御城下全図』より古海の御旅所付近
（図版出典：鳥取県立図書館所蔵絵図）

図24　松並木がのこる倉田八幡宮馬場参道（鳥取市馬場）
（田中 慶哲〔菖蒲神社麒麟獅子舞保存会〕撮影）

に旧領地であった播磨の舞子の松を移植させたものという（図24）。石清水八幡や日吉社・新日吉社では、参道が長い直線となっていて、そこが馬場であった。石清水では社殿前から南方向に三の鳥居まで百数十メートルの直線にのびる参道を「馬場先」とよび、三の鳥居のもとには競馬の出発地点を示す「一ツ石」が今も残る（即ち五月節会の競馬の会場である）。日吉社は二の鳥居から東方向に一の鳥居まで八五〇メートルの直線の参道（現県道三一六号線）を現在でも「日吉の馬場」と称している。長い参道を備えて競馬を催すことは大社としての格式であった。光仲のこだわりはやはり競馬であり、因幡鎮守の格式をもたせるために必要と考えたものが参道競馬であった。

鳥取城内にも馬場が整備され「青木の馬場」といった。現在の鳥取西高等学校校庭がその場所にあたる。湯所神社（鳥取市湯所町）の神幸は青木の馬場への渡御が許されていたという。これまた、鳥取藩が競馬の祭礼を重んじた例である。

五、まとめにかえて

さて、本論第二稿では平安朝における武徳殿の競馬節会と摂関家や上皇家の私邸競馬、また武徳殿競馬を実質引き継いだ日吉、賀茂、石清水など大社の五月競馬、戦国大名の競馬などを概観した。そして武徳殿競馬節会につきものであった《蘇芳菲》《狛龍》舞の消長をも概観した。あらゆる事象を総合しても、やはり、麒麟獅子舞は、池田光仲以前から因幡に伝承されていたもので、光仲はそれを東照宮祭礼に（意図的に）採り入れたと考えられる。以上を総合し、そして永井・野津両氏の説と照らし合わせると、次のようなことがいえる。

一、《蘇芳菲》《狛龍》の舞は、中世初期に途絶えていたと考えられ、そのころまでに因幡に伝播した。十七世紀において中央の雅楽伝承から両舞を採り入れたとは考えにくい。

一、池田光仲が始めた鳥取東照宮の祭礼は、神幸と競馬を主体とする祭であった。また松上社を天台神道の拠点として整備し、おなじく神幸と競馬の祭を始行した。また中世以来の大社であった倉田八幡宮に馬場参道を整備した。光仲のこだわりは明らかに競馬行事そのものであり、副次的要素であるシシの舞ではない。

一、池田光仲は、慶安三年の東照宮勧請諸法事においてもうけた馬観覧の席は、王朝時代の競馬節会や私邸競馬における「駒牽」「馬御覧」に倣ったと考えられる。それは有職故実を踏まえた行動であり、己が真の為政者で

あることを誇示する狙いがあった。競馬節会を主宰することこそが、光仲にとって最も重要な意味をもつことであった。

しかしながら《蘇芳菲》に比定される麒麟獅子舞が、どういう経緯で因幡の地に根付いたのか、説明できない点もまだまだ多く、今後の課題としなければならない。

筆者は、とりわけ、麒麟獅子の特徴でもある頭（かしら）の金色が気にかかるところである。『教訓抄』所引の「古記」（第一報註解⑭）にあるように、頭が金色であるのは、競馬行幸を始行した弘仁年間（八一〇～二四）のことであり、『教訓抄』撰述の時代にもなると、《蘇芳菲》は金色ではなかったことになる。九世紀頃、《蘇芳菲》が因幡に根付いたと仮定した場合、はたして豪奢な「金箔押し」の質を十七世紀中葉までの長い年月維持できたかという疑問がわきあがってくる。

ここで興味深い指摘がある。東照宮祭礼始行当初の獅子は、金色ではなかったというのである。原島は東照宮祭礼神幸をえがいた絵巻のなかで伝存最古の、寛延四年（一七五一）『東照宮祭礼絵巻』（個人蔵）に描かれる獅子は赤色をしていることを指摘している（二〇一八）。また東照宮拝殿正面にかかる「懸仏（御正体）」（慶安三年（一六五〇）銘・現大雲院蔵）の上部には、二頭の麒麟形の獅子噛があるが、これもやはり顔面が赤である。伝存獅子頭のなかで最古級とされる鳥取市国府町岡益の獅子頭もやはり赤である。となれば、光仲以前に因幡で伝承されていた獅子の頭の色は赤系で、伝播した時代も平安初期まで遡るほど古くはないかもしれない。

そして、東照宮祭礼始行後しばらくの歳月をおいて、金箔押しの頭が広まった、あるいは何らかの意図で金箔押しの頭にしたということであろうか。何かを参照して「金色」にしたのならば、やはり『教訓抄』であろう。同書を参照したのかどうか、参照しえたかどうか。これについても今後の課題である。

もうひとつ気になることは猩々の存在である。寛延四年（一七五一）の『東照宮祭礼絵巻』には、獅子の先を行くショウジョウが描かれているが、慶安三年（一六五〇）勧請祭の記録である『因幡民談記』東照宮権現宮勧請同祭礼事の「神輿ノ行列ノ次第」（渡邉・永井 二〇一八所収）には、

面被廿人　町人二行被頭巾指大小（大刀小刀）突竹杖
唐人躍卅人　町人小童二行唐人出立
愛宕参五十人　町人二行覆面着笠脱下持花籠
道外者拾五人　町人
（中略）
金幣　社人持之着金折烏帽子直衣被鼻高朱面
獅子　町人
太鼓　社人役之烏帽子素袍
笛　右同断

とあって、獅子のそばには鼻高面をつけた金幣持ちがいるのみである。それより先を歩く道化グループのなかには「面被」（猩々と同様の面・装束）廿人がいて、刀を差して竹枝をもつという。このなかの一人が獅子舞のショウジョウ役をするのか不明である。さしあたって、この文献からはショウジョウ役の存在を確認できない。一方、『寺社方御法度』慶安五年（一六五二）九月御祭礼之覚の「行烈之次第」（渡邉・永井 二〇一八所収）には、

七々（番）　面かぶり弐拾人（黒き物着大小さして）　町警固弐人但道服
右之奉行　高木七郎兵衛
（中略）
十五々（番）　職事金幣持（宮長神主清七 吉成神主長太夫）　棒衝
但鼻高ノ面ニ金ノ立烏帽子直垂着

笛　倉吉神主土佐素袍袴
十六々（番）　獅子　太鼓　倉田神主中務素袍袴
鐘　吉成神主内記素袍袴

とあって、金幣持とともに「棒衝」と記されている。慶安三年の勧請祭記録に「棒衝」がないのは、たんに記録漏れであるのか、「棒衝」に相当する者がいなかったのか何とも判断しがたい。そして、慶安三年の勧請祭以前にすでに因幡の地に伝承されていた（《蘇芳菲》的な）シシ舞の伝承があったとして、それには仔シシ（仔犬・仔馬）に相当する役がいたのか、いなかったのか、これまた判断しがたい。そして、「棒衝」が仔シシ（仔犬・仔馬）に相当するのか、しないのか、これもまた判断しがたい。そのシシ舞に『江家次第』にみたような「猿」化した役（第一報十三～四頁）がいたのか否か、明らかにしなければならない事は山積である。

さしあたって現段階での筆者の見解は次の四点である。

（一）麒麟獅子舞の祖型と考えられる《蘇芳菲》（あるいはその番舞の《狛龍》）は、日吉社・新日吉社の小五月会のような天台系の競馬祭礼とともに因幡の地に伝播したと考えられる。三佛寺の幼獣の角をもつ頭や神幸の武者行列が伝承されていることは、そのことを物語っている。

（二）そのような祭礼が因幡に伝播した時期の上限は平安後期、下限は鎌倉期前期と推定される。

（三）鳥取藩初代藩主池田光仲が創始した鳥取東照宮権現祭は、王朝時代に為政者が催した競馬行事を意識しつつも、因幡の地に伝承されていた競馬祭礼をある程度採り入れたものと考えられる。競馬祭礼とともに採り入れたシシ舞が、《蘇芳菲》に比定される舞であることを、光仲が承知していた可能性がある。

（四）因幡に根付いた頃の《蘇芳菲》の頭は金色ではなく、因幡東照宮祭礼にそのシシ舞が採り入れられて以降（江戸中期か）、頭を金色にするなどのアレンジがなされ、その様式が因幡中に広まったと考えられる。

日吉社の動物といえば、馬と、そして山王権現の使いとされる猿である。鳥取東照宮別当寺淳光院の別当として招かれた天台僧、栄春は、家康の信頼を得た天海の弟子である。因幡の祭礼、そして麒麟獅子舞の歴史を解明するには、光仲以前、光仲以後、ともに、天台神道からの視座が必要である。中近世における日吉社の動向、因幡における天台拠点の動向など踏まえて今後精査していく予定である。

註

1　『賀茂皇大神宮記』には「かの武徳殿の面影をうつして」とあり、『競馬記』には「往古内裏武徳殿において取行せ給し面影を移し」とある（吉川一九八〇、八四一～二頁）。

2　『百錬抄』の寛治七年（一〇九三）（賀茂競馬創始）以降の記事（正元元年（一二五九）まで）をみても、五月の賀茂競馬に行幸・御幸した記事は見当たらない。単に記録上にあらわれていないことも考えられるが、時代がくだるほど武家主催の様相を呈してくる賀茂競馬に天皇が行幸したとは考えにくい。

3　『続教訓抄』の内容を多く引いている『體源抄』は、十一巻上に、この条を拾っているが、冒頭に「宮寺恒例神事八幡宮次第略記量秋自筆寫載之」という表題がつけられている。豊原量秋（一四四〇）自筆本『続教訓抄』にこのような表題はない。

4　以下、日吉上七社の旧社名（現社名）と祭神（本地仏）。
大宮（西本宮）祭神は大己貴神（釈迦）。二宮（東本宮）は大山咋神（薬師）。聖真子（宇佐宮）は田心姫神（阿弥陀）。八王子（牛尾宮）は大山咋神荒魂（千手観音）。客人（白山宮）は菊理姫神（十一面観音）。十禅師（樹下宮）は鴨玉依姫神（地蔵）。三宮（三宮）は鴨玉依姫神（普賢または大日）。

5　玉若酢命神社ほど近くの隠岐国分寺蓮華会の舞楽にでる《獅子》は、芸態でいえば《狛犬》に比定されるが（第一報三頁）、一角と馬のような円筒形の耳をもつ頭（第一報図3）が《蘇芳菲》的である点は興味深い。

6　流鏑馬は、神輿が御旅所に安置されている間に行われるが、競馬は神輿還御のあとに行われ、余興的扱いとなっている。

7　関連性を指摘することはできないが、東照宮祭礼最初期の記録（『因幡民談記』東照宮権現宮勧請祭礼「神輿ノ行列ノ次第」や『寺社方御法度』慶安五年（一六五二）九月御祭礼之覚「行烈之次第」）に目をやると「競馬拾二疋」となっていて十二頭六番立であった。筆者は、十二頭の獅子を競馬のパロディーと解すが、根拠はまったくない。

8　山名豊国と鳥取城主武田高信の戦いの天正元年（一五七三）から寛政二年（一七九〇）までを数えても二一七年間。同社は天正九年（一五八一）の豊臣秀吉因幡侵攻の際に兵火に焼かれた。

参考文献

著編者名標目（図版出典含む）

和泉市久保惣記念美術館編・発行 二〇〇一『駒競行幸絵巻研究』。

河田昌之 二〇〇一「駒競行幸絵巻考」、和泉市久保惣記念美術館編・発行『駒競行幸絵巻研究』三六～七七頁。

喜多村理子 二〇一八「倉田八幡宮御幸祭と蔵田の麒麟獅子」、別掲鳥取県教育員会事務局文化財課編、第五章第四節。

吉川圭三発行 一九八〇（初版一八九六）『古事類苑』武技部、吉川弘文館。

甲田利雄 一九七六『年中行事御障子文注解』、続群書類従完成会。

島根県立古代出雲歴史博物館編・発行 二〇一八『隠岐の祭礼と芸能』企画展図録。

田鍬智志 二〇二〇「競馬節会行幸の舞楽《蘇芳菲》《狛龍》から因幡の麒麟獅子舞へ〔一〕」、日本伝統音楽研究センター編『日本伝統音楽研究』第十七号一～二一頁。

鳥取県教育員会事務局文化財課編 二〇一八『国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」調査報告書』、鳥取県教育員会。

鳥取縣神職會編・発行 一九三五『鳥取県神社誌』。

鳥取県立図書館所蔵絵図、『鳥取御城下全図』、安政五年（一八五八）中村真一ほか作成、https://www.library.pref.tottori.jp/kyodo/2004/img/25_4-jokalhurumi.jpg

鳥取県立博物館編・発行 二〇一四『大麒麟獅子展』企画展図録。

原島知子 二〇一八「調査事業について」、別掲鳥取県教育員会事務局文化財課編、第一章。

原島知子 二〇二〇『因幡の麒麟獅子舞』、鳥取県史ブックレット二二、鳥取県発行。

野津龍 一九九三『因幡の獅子舞研究』第一法規出版。

野津龍 二〇〇七『隠岐島後三大祭り』、山陰ランドドットコム社。

渡邉仁美・永井猛校訂 二〇一八「麒麟獅子舞関連史料」、別掲鳥取県教育員会事務局文化財課編、第六章第一節。

書名標目（図版出典含む）

『栄花物語』、松村博司・山中裕校注 一九六五『榮花物語』下、日本古典文学大系七六、岩波書店。

『楽家録』、正宗敦夫編 一九七七（初版一九三五～六）『楽家録』三、四、五、覆刻日本古典全集、現代思潮社。

『賀茂注進雑記』、賀茂別雷神社編・発行 一九四〇。

「教訓抄」、植木行宣校注 一九七三、林屋辰三郎責任校注『古代中世芸術論』、日本思想大系二三、岩波書店。

「宮寺縁事抄」、村田正志校注・神道大系編纂会編・発行 一九八八『石清水』、神道大系神社編七、精興社。

『江家次第』、渡辺直彦校注、神道大系編纂会編・発行 一九九一、神道大系朝儀祭祀編四、精興社。

『西宮記』、土田直鎮・所功校注、神道大系編纂会編・発行 一九九三、神道大系朝儀祭祀編二、精興社。

『小右記』、東京大学史料編纂所編 一九七三『小右記』七、大日本古記録、岩波書店。

『仁智要録』、菊亭家本、京都大学付属図書館寄託。

「雑秘別録」、塙保己一編 一九三一（一九七九訂正三版）『群書類従』第十九輯、続群書類従完成会。

『続教訓抄』、正宗敦夫編 一九七七（初版一九三九）『續教訓鈔』下、覆刻日本古典全集、新潮社。

『體源抄』、正宗敦夫編 一九七八（初版一九三三）『體源鈔』四、覆刻日本古典全集、新潮社。

『大山寺縁起絵巻』、一九七一、稲葉書房。

『中右記』、増補史料大成刊行会編 一九六五『中右記』二、増補史料大成、臨川書店。

「徒然草」、西尾實校注 一九七九（初版一九五七）『方丈記徒然草』、日本古典文学大系三〇、岩波書店。

「日吉小五月會次第」、景山春樹校注・神道大系編纂会編・発行 一九八三、『日吉』、神道大系神社編二九、精興社。

「日吉山王権現知新記」、景山春樹校注・神道大系編纂会編・発行 一九八三、『日吉』、神道大系神社編二九、精興社。

「百錬抄」、黒板勝美編『新訂増補国史大系』第一一巻日本紀略後篇・百錬抄、吉川弘文館。

『舞楽の圖（信西古楽図）』、花山院本、京都市立芸術大学芸術資料館蔵（資料番号1234300001000）。

「明和五年邑美郡神社御改帳」、陶山徹ほか校注・神道大系編纂会編・発行 一九九一、『丹波・丹後・但馬・播磨・因幡・伯耆国』、神道大系神社編三五、精興社。

「明和五年八上郡神社御改帳」、陶山徹ほか校注、同右。

付記一　この論攷の一部は、令和元年六月十六日、鳥取市民大学特別講座「【試論】競馬節会行幸の舞楽《蘇芳菲》《狛龍》から因幡の麒麟獅子舞へ」（於鳥取市文化センター）の講演に基づく。

付記二　折しも世の中は新型コロナウィルスによるパンデミックであり、各地の祭禮は軒並み中止・規模縮小を余儀なくされている。初午祭に麒麟獅子が出る地区の調査や日吉大社山王祭などの調査を考えていた矢先、身動きがとれなくなってしまった。今はパンデミックの終息を待つしかない。感染が終息し調査研究再開次第、続稿をまとめていくつもりである。（令和三年二月廿日記）

From the *Bugaku* Dances *Sohōhi* and *Komaryo* Performed at the Kurabeuma-no-sechie to the *Kirin-jishi* Dance of Inaba (Part Two)

TAKWA Satoshi

In an earlier paper (part one), I have highlighted the possibility that the *Kirin-jishi* dance handed down in Inaba area (to the east of Tottori prefecture) could be identified with the *bugaku* pieces *Sohōhi* and *Komaryo* that appeared in Kurabeuma-no-sechie, ancient horseracing ceremonies. In this paper (part two), after reviewing the historical changes of Kurabeuma-no-sechie, *Sohōhi* and *Komaryo*, I analyze the propagation of the Kurabeuma festival in Inaba and in the San'in area. Based on these findings, I consider the purposes of the Kurabeuma (Gongen-festival) which was initiated by Ikeda Mitsunaka, the first feudal lord of Tottori Domain. The hypotheses I reach in this paper can be summarized as follows.

1) *Sohōhi* (and the accompanying *tsugaimai* dance *Komaryo*), which are considered to be the source of *Kirin-jishi*, probably spread to Inaba area together with Tendai-style Kurabeuma festivals, like the Kosatsuki-e festivals of Hie shrine and Ima-Hie shrine. The existence of a medieval *shishi* mask of Sanbutsu-ji temple with a small horn (representing early childhood), the festival parades where *Kirin-jishi* can be seen, and the warrior procession, are all evidence pointing toward this conclusion.
2) We can presume that festivals of the kind of the Kosatsuki-e propagated to Inaba during the late Heian period at the earliest, or during the early Kamakura period at the latest.
3) Given the significance of this kind of celebrations which were presided by Heian-period administrators, we can presume that the Gongen-sai festival of Tottori-tōshōgu shrine – started by Ikeda Mitsunaka – was modeled after horseracing ceremonies like the Kurabeuma-no-sechie, which had already spread to the Inaba region. It is also possible that Mitsunaka knew that the *shishi* dance introduced in Inaba together with these horseracing ceremonies was a dance comparable to *Sohōhi*.